4　平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号ニ中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5　平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号ニ中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

（余水吐きから流出する海水の水質の基準に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（同条第一項に規定する埋立場所等をいう。）に設けられている余水吐きから流出する海水の水質に係る余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）第一項第一号に規定する排水基準については、当分の間、新令別表第一の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

（特定廃棄物の埋立処分の場所に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存する特定廃棄物（平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の埋立処分の基準については、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正）

第八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

附則第三条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項を次のように改める。

第四条　削除

附則第四条第二項中「四九の項」を「四七の項」に改め、「行う限り、」の下に「第一条の規定による改正後の」を加える。

附則第五条第一項を次のように改める。

第五条　削除

附則第五条第二項中「四九の項」を「四七の項」に、「判定基準省令」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）」に改める。